

17 生徒指導規程

尾道市立三幸小学校

第1章 総則

(目的)

この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に關すること

ここでいうきまりとは、「三幸小学校のきまり」、「長期休業のきまり」など、学校から出したお願ひである。

(登下校等)

第2条 登校 登校班により、午前8時5分までに登校する。

2 下校 学年ごとに複数で帰る。

3 登下校は、原則として徒步とし、決められた通学路を通る。

4 欠席・遅刻、早退する場合は、午前8時15分までに保護者が学校に連絡する。(連絡帳、電話)

<対応>

・健康観察時にいないう場合は、保護者と連携をとる。

(服装)

第3条 校内、学校行事及び校外での学習活動（社会見学等）の際は、基本的に規定服、規定帽を着用する。

	男 子	女 子
冬服 (10月～5月)	規定服 白ポロシャツ (無地のもの) 紺色半ズボン	規定服 白ポロシャツ (無地のもの) 紺色ひだスカート
夏服 (6月～9月)	白ポロシャツ 紺色半ズボン	白ポロシャツ 紺色ひだスカート
その他	靴下は白色（無地のもの、スニーカーソックスは不可） 通学用靴は白色 スモックの下に着るセーター等は華美でなく（黒や紺等）、規定服からはみ出さないもの 冬期は、長ズボンを着用可。（黒、紺。ジャージは不可。）スカートの下はタイツ可。（黒、紺）	

2 登下校時は、ランドセルを使用する。

3 名札を付ける。

<対応>

・児童に指導する。それでも継続する場合は、保護者と連携をとる。

(頭髪)

第4条 学習の妨げにならない髪型とする。

男 子	女 子
前髪は目にかかるしない。 部分的に長くしたり、短くしたりする等、特異な髪型にしない。	前髪は目にかかるしない。 目にかかるときは、ゴムやピンで留める。 肩にかかるときは、編むか耳より下の位置でゴムを使って1箇所か2箇所でくる。 (留めるゴムやピンは、黒・紺・茶のものとする。)

2 染色・脱色など、小学生にふさわしくない髪型はしない。

<対応>

・児童に指導する。それでも継続する場合は、保護者と連携をとる。染色や脱色を元に戻す猶予は、1週間とする。

(持ち物)

第5条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。

(携帯電話、ゲーム、攻略本、漫画、お菓子、お金、シャープペンシルなど。ランドセル等にキーholderをつけない。)

<対応>

・児童に指導して預かり、下校時に返す。状況によっては、保護者に返す。それでも継続する場合は、保護者と連携をとる。

第3章 校外での生活に關すること

(外出)

第6条 外出の際は、行き先・目的・一緒に行く人・帰宅時刻を家の人に伝える。

2 帰宅時刻は、4月～10月は午後6時、11月～3月は午後5時とする。

3 児童だけで校区外へ行かない。保護者同伴とする。

4 お店の出入りは、保護者同伴を原則とする。

- 5 川や海で泳いだり遊んだりするときは、保護者同伴とする。
- 6 携帯電話やゲーム機等は、「家庭のルール」を作り、午後9時以降使用しない。保護者の目の届くところに置く。

<対応>

- ・児童に指導する。状況によっては保護者と連携をとる。

(安全)

第7条 自転車の危険な乗り方をしない。

- 2 1・2年生は、道路で自転車に乗らない。
- 3 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう心がける。

<対応>

- ・児童に指導する。状況によっては保護者と連携をとる。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第8条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き
- ②暴力・威圧・強要行為
- ③建造物・器物破損
- ④飲酒・喫煙
- ⑤交通違反
- ⑥刃物等所持
- ⑦その他法令・法規に違反する行為

<対応>

- ・警察や関係機関、保護者と連携をとる。特別な指導を行う。

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ①いじめ、暴力（対教師を含む。）

<対応>

- ・保護者と連携をとる。状況によっては、警察や関係機関と連携をとる。特別な指導を行う。

②指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

<対応>

- ・保護者と連携をとる。特別な指導を行う。

(3) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

<対応>

- ・保護者と連携をとる。特別な指導を行う。

(特別な指導)

第9条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、安定した学校生活を送ることを落ち着いて考えさせるために、説諭したり反省文を書かせたりするなど発達段階に応じて行う。

- 2 特別な指導の実施の有無、その期間については、事案ごとに協議する。
- 3 複数の職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- 4 特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
- 5 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。
- 6 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を充分観察し、指導にあたる。
- 7 必要に応じて、警察等と連携を行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日に一部改定する。
- 3 この規程は、平成27年4月17日に一部改定する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日に一部改定する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日に一部改定する。
- 6 この規程は、令和3年4月1日に一部改定する。